

栃木県大規模小売店舗立地法事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、栃木県における大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）に基づく届出等に係る事務処理について、法、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号。以下「施行令」という。）、大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定め、法の適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語については、法、施行令及び施行規則において使用する用語の例による。

(計画書の提出)

第3条 大規模小売店舗を設置する者（以下「設置者」という。）は、法第5条第1項、第6条第2項又は附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出をする場合、その届出前に、別記様式1又は2による計画書を作成し、必要な添付資料を付して県及び当該届出に係る大規模小売店舗の所在地の属する市町村（以下この条において「立地市町村」という。）と協議しなければならない。

2 県は、前項の協議において必要と認める場合並びに大規模小売店舗の立地及び法の運用に関して必要な場合には、大規模小売店舗立地審議会（以下「審議会」という。）の委員等専門家の助言を求めるものとする。

3 県は、第1項の規定により計画書及び添付資料を受理したときは、別記様式3による立地市町村からの指導事項等及び別記様式4による庁内関係各課からの指導事項等について、設置者に対応を求めるものとする。

4 県は、必要と認める場合には、立地市町村に隣接する市町村で、当該大規模小売店舗が立地又はその内容を変更することにより周辺地域の生活環境に与える影響が懸念される市町村（以下「隣接市町村」という。）についても、第1項及び第3項の規定を適用するものとする。

5 県は、隣接市町村が他県の市町村である場合には、当該隣接市町村が属する県の法主管課の意見を聴いた上で、前項の規定を適用するものとする。

(写しの提出)

第4条 次の各号に掲げる届出は、写し（添付しなければならない書類がある場合は、当該書類の写しを含む。以下同じ。）を別に定める部数添えてしなければならない。なお、前条第4項の規定により、協議を受けた隣接市町村がある場合には、その隣接市町村数の2倍の部数を提出の部数に加えるものとする。

- (1) 法第5条第1項の規定による届出
- (2) 法第6条第1項又は第2項の規定による届出
- (3) 法第8条第7項の規定による届出又は通知
- (4) 法第9条第4項の規定による届出

(5) 法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出
2 次の各号に掲げる届出は、写しを1部添えてしなければならない。なお、前条第4項の規定により、協議を受けた隣接市町村がある場合には、その隣接市町村数の部数を提出の部数に加えるものとする。

- (1) 法第6条第5項の規定による届出
- (2) 法第11条第3項の規定による届出

（市町村への送付）

第5条 県は、次の各号に掲げる届出等については、その写しを当該届出に係る大規模小売店舗の所在地の属する市町村（以下「市町村」という。）へ速やかに送付するものとする。

- (1) 法第5条第1項の規定による届出
 - (2) 法第6条第1項、第2項又は第5項の規定による届出
 - (3) 法第8条第7項の規定による届出又は通知
 - (4) 法第9条第4項の規定による届出
 - (5) 法第11条第3項の規定による届出
 - (6) 法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出
- 2 第3条第4項及び第5項に定める隣接市町村についても、前項の規定を適用するものとする。

（公告の方法）

第6条 次の各号に掲げる公告は、栃木県公報への掲載により実施するものとする。

- (1) 法第5条第3項（法第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公告
 - (2) 法第6条第6項の規定による公告
 - (3) 法第8条第3項又は第6項の規定による公告
 - (4) 法第9条第3項の規定による公告
- 2 公告する内容は、それぞれの規定に基づく届出書等の概要とし、公序良俗等に反するものについては、それに含めないものとする。

（縦覧の場所及び方法）

第7条 次の各号に掲げる縦覧は、県、市町村及び隣接市町村において、各号に掲げる書類の写しを閲覧させることにより実施する。ただし、法第8条第2項の規定により提出された意見書については、住所及び氏名の部分を削除して縦覧に供するものとし、公序良俗等に反するものについては、縦覧に供しないものとする。

- (1) 法第5条第3項（法第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧
 - (2) 法第8条第3項又は第6項の規定による縦覧
- 2 前項第1号中、法第8条第8項及び第9条第5項において準用する第5条第3項の規定による縦覧に際しては、届出事項に変更がない場合であって、法に定める添付資料及び指針に定めるその他の事項に変更があったときには、添付資料等についても縦覧に供するもの

とする。

3 縦覧の場所は、各号に掲げるとおりとする。

- (1) 県 産業労働観光部経営支援課及び総合政策部広報課県民プラザ
- (2) 市町村 市町村が指定する場所
- (3) 隣接市町村 隣接市町村が指定する場所

(軽微な変更)

第8条 設置者は、法第6条第4項ただし書きにいう経済産業省令で定める軽微な変更にあたる変更をしようとする場合には、その届出前に、別記様式5による軽微変更協議書に必要な添付資料を付して県及び市町村と協議するものとする。

2 県は、前項の軽微変更協議書を受理したときは、市町村の意見を聴いた上で、承認の可否を設置者に通知するものとする。

3 第3条第4項及び第5項に定める隣接市町村についても、前2項の規定を適用するものとする。

(説明会)

第9条 設置者は、法第7条第1項に規定する説明会を開催する場合には、事前に説明会の方法、公告の範囲、回数、場所等について県と協議した上で、別記様式6-1により市町村と協議するものとする。

2 市町村は、説明会の開催計画を承認後速やかに、別記様式6-2により県に通知するものとする。

3 第3条第4項及び第5項に定める隣接市町村についても、前2項の規定を適用するものとする。

4 設置者は、説明会配付資料として、届出書添付の「届出概要」及び「指針に定める配慮事項及び地域貢献への対応状況」並びに関係図表等を用意し、説明を行うものとする。

5 施行規則第12条第3号の規定により、県が適切と認める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 市町村の協力を得て、当該市町村の公報又は広報紙に掲載すること。
- (2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙にチラシを折り込むこと。

6 設置者は、法第7条第4項の規定により、説明会を開催できない場合には、別記様式7による報告書を県に提出するものとする。

7 前項の規定による報告書の提出があった場合には、県は、設置者から事情を聴いた上で、なお施行規則第13条第1項に定める事実の発生が認められないときは、設置者に対し、説明会の開催を指示するものとする。

8 施行規則第13条第2項第3号の規定により、県が適切と認める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙にチラシを折り込むこと。
- (2) 当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に、届出等の要旨を掲示すること。

9 設置者は、説明会終了後2週間以内に、別記様式8による説明会実施状況報告書を作成し、県及び市町村に提出するものとする。

10 第3条第4項及び第5項に定める隣接市町村についても、前項の規定を適用するものとする。

(市町村の意見)

第10条 法第8条第1項の規定による市町村の意見は、次の各号によるものとする。

- (1) 法第5条第1項、第6条第2項又は附則第5条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出に対する意見は、別記様式9によるものとする。
- (2) 法第6条第1項の規定による届出に対する意見は、別記様式10によるものとする。
- 2 法第9条第1項の規定による市町村の意見は、別記様式11によるものとする。
- 3 市町村は、第5条の規定により送付された法第8条第7項又は第9条第4項の規定による届出等に対して意見を述べることができる。
- 4 前項の規定による市町村の意見は、別記様式12によるものとする。

(住民等の意見)

第11条 法第8条第2項の規定による意見書は、別記様式13によるものとする。

- 2 県は、法第8条第2項の規定による意見書を同条第3項の規定により縦覧に供した場合は、縦覧に供した部分に限り、その写しを市町村に送付するものとする。

(県の意見)

第12条 法第8条第4項の規定による意見又は意見を有しない旨の通知は別記様式14によるものとする。

- 2 県は、法第8条第4項の規定による通知をしたときは、その写しを市町村に速やかに送付するものとする。

(県の意見に係る変更しない旨の通知)

第13条 法第8条第7項の規定による通知は、別記様式15によるものとする。

(勧告)

第14条 法第9条第1項の規定による勧告は、別記様式16によるものとする。

- 2 法第9条第1項の規定による勧告を行わない場合は、別記様式17により通知するものとする。

(公表)

第15条 法第9条第7項の規定による公表は、次に掲げる方法により実施するものとする。

- (1) 県政記者クラブへの記者発表
- (2) 栃木県公報への掲載
- (3) 栃木県庁本庁前掲示板への掲示
- (4) その他県が必要と認める方法

(承継)

第 16 条 法第 11 条第 3 項の規定による届出をする場合には、次に定める書類を添付するものとする。

- (1) 法第 11 条第 1 項の場合 当該大規模小売店舗の建物の登記簿謄本
 - (2) 法第 11 条第 2 項の場合
 - ① 個人の設置者の相続の場合 新しい設置者の戸籍抄本
 - ② 法人の設置者の合併又は分割の場合 合併又は分割後の法人の登記簿謄本
- 2 前項に定める添付資料において、承継の事実が確認できない場合においては、県は、それに代わる添付資料の提出を求めるものとする。

(報告)

第 17 条 法第 14 条第 1 項又は第 2 項の規定による報告の提出依頼は、別記様式 18 によるものとする。

- 2 法第 14 条第 1 項又は第 2 項の規定による報告は、別記様式 19 によるものとし、報告者は必要な資料を添付するものとする。
- 3 前項の場合において、報告を求められた者が、やむを得ない理由により、県が設定した期限までに報告ができない場合には、その理由を記した書面を報告の提出期限までに県あてに提出するものとする。
- 4 県は、法第 14 条第 1 項又は第 2 項の規定による報告を受けた場合には、その写しを市町村に速やかに送付するものとする。

(審議会への諮問)

第 18 条 県は、次の各号の一に該当する場合には、審議会に諮問し、その意見を聴くものとする。

- (1) 法第 8 条第 4 項の規定による意見を定めようとするとき。
 - (2) 法第 9 条第 1 項の規定による勧告をしようとするとき。
 - (3) その他大規模小売店舗の立地に関する重要事項を決定しようとするとき。
 - (4) 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 11 年栃木県条例第 31 号）第 2 条の規定により法の事務を処理する市から、県が技術的助言を求められたときであって、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 法第 8 条第 4 項の規定による意見を定めようとするとき。
 - イ 法第 9 条第 1 項の規定による勧告をしようとするとき。
 - ウ その他大規模小売店舗の立地に関する重要事項を決定しようとするとき。
- 2 前項第一号の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合であって県が諮問が不要であると認めるときには、審議会に諮問しないものとする。
- (1) 店舗面積が 3,000 m²以下で、周辺の地域の生活環境に与える影響が小さいと考えられるとき。
 - (2) 法第 6 条第 2 項又は附則第 5 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による届出であって、その変更の内容が周辺の地域の生活環境に与える影響が小さいと考えられるとき。

3 第1項第4号の規定による求めは、別記様式20によるものとする。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年12月20日から施行する。

この要綱は、平成19年11月27日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。